

第30条の7 指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物の貯蔵及び取扱いの危険物の類ごとに共通する技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 第1類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱、衝撃若しくは摩擦を避けるとともに、アルカリ金属の過酸化物及びこれを含むものにあつては、水との接触を避けること。
 - (2) 第2類の危険物は、酸化剤との接触若しくは混合、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては水又は酸との接触を避け、引火性固体にあつてはみだりに蒸気を発生させないこと。
 - (3) 自然発火性物品（第3類の危険物のうち危険物の規制に関する政令第1条の5第2項の自然発火性試験において同条第3項に定める性状を示すもの並びにアルキルアルミニウム、アルキルリチウム及び黄りんをいう。）にあつては炎、火花若しくは高温体との接近、過熱又は空気との接触を避け、禁水性物品（第3類の危険物のうち同令第1条の5第5項の水との反応性試験において同条第6項に定める性状を示すもの（カリウム、ナトリウム、アルキルアルミニウム及びアルキルリチウムを含む。）をいう。）にあつては水との接触を避けること。
 - (4) 第4類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。
 - (5) 第5類の危険物は、炎、火花若しくは高温体との接近、過熱、衝撃又は摩擦を避けること。
 - (6) 第6類の危険物は、可燃物との接触若しくは混合、分解を促す物品との接近又は過熱を避けること。
- 2 前項の基準は、危険物を貯蔵し、又は取り扱うに当たって、同項の基準によらないことが通常である場合においては、適用しない。この場合において、当該貯蔵又は取扱いについては、災害の発生を防止するため十分な措置を講じなければならない。

【解釈及び運用】

法別表第1に掲げられた危険物の類別分類に従い、それぞれの類に共通する一般的性状、危険性を踏まえて、少量危険物の貯蔵及び取扱いにおける原則的な基準を示したものである。

1 第1項第1号

第1類の危険物についての規定であり、第1類の危険物は、酸化性固体であり、その性質は一般的には不燃性物質であるが、他の物質を酸化する酸素を分子構造中に含有しており、加熱、衝撃、摩擦等により分解して酸素を放出するため、周囲の可燃性物質の燃焼を著しく促すことになる。

したがって、その貯蔵、取扱いに当たっては、分解を起こす条件を与えないように次のことに注意する必要がある。

- 加熱、衝撃、摩擦を避ける。
- 分解を促進する薬品類との接触を避ける。
- 周囲に可燃物を置かない。
- 水と反応して酸素を放出するアルカリ金属の過酸化物及びこれらを含むものにあつては、水との接触を避ける。

2 第1項第2号

第2類の危険物についての規定であり、第2類の危険物は、比較的低温で着火又は引火しやすい可燃性の固体で、しかも燃焼が速く、有毒のもの、あるいは燃焼の際有毒ガスを発生するものがある。

火災予防の留意点は、次のとおりである。

- 酸化剤との接触、混合を避ける。
- 炎、火花若しくは高温体との接近又は過熱を避ける。
- 鉄粉、金属粉及びマグネシウム並びにこれらのいずれかを含有するものにあつては、水又は酸との接触を避ける。
- 引火性固体にあつては、みだりに蒸気を発生させてはならない。

3 第1項第3号

第3類の危険物についての規定であり、第3類の危険物は、自然発火性物質及び禁水性物質の性状を有するものであるが、その危険性は他の危険物と比較して高いものと評価されており、その指定数量も10 kgから300 kgと比較的少なく定められている。

第3類の危険物には、黄りんのように自然発火性（空気中での発火の危険性）のみを有している物品、あるいは、リチウムのように禁水性（水と接触して発火し、又は可燃性ガスを発生する危険性）のみを有している物品もあるが、ほとんどの物品は自然発火性及び禁水性の両方の危険性を有している。

火災予防の留意点は、次のとおりである。

- 自然発火性物品は、空気と接触させない。
- 自然発火性物品は、炎、火花若しくは高温体との接触又は過熱を避ける。
- 禁水性物品は、水との接触を避ける。
- 保護液中に保存されている物品は、保護液の減少等に注意し、危険物が保護液から露出しないようにする。

4 第1項第4号

第4類の危険物についての規定であり、第4類の危険物は、引火性液体で、液体の表面から発生する蒸気が空気と混合して、一定の混合比（燃焼範囲）の可燃性混合ガスを形成した場合に、炎や火花等の火源により引火し、火災、爆発に至る。

可燃性混合ガスは、液体の温度が当該液体の引火点以上になった場合に形成されるので、引火点が常温以下の第4類危険物にあっては常に引火危険性が存在することになる。また、第4類危険物は、一般に電気の不導体で静電気が蓄積されやすく、静電気の放電火花による引火危険性がある。

- 炎、火花、高温体との接近及び過熱を避ける。
- 特に石油類については、静電気による火花についても留意する必要がある。
- みだりに蒸気を発生させない。蒸気を発生するような取扱いをする場合は、蒸気を排出し、又は十分な通風を行う。

5 第1項第5号

第5類の危険物についての規定であり、第5類の危険物は、自己反応性物質で、爆発、又は激しい加熱分解による多量の発熱の危険性がある。加熱、衝撃、摩擦又は他の物品との接触により発火し、爆発するものが多く、また、空気中に長時間放置すると分解が進み、やがて自然発火するものがある。燃焼は爆発的なものも多く、爆発的でなくても激しい燃焼状況を呈するため消火が困難となる場合が多い。

火災予防の留意点は、次のとおりである。

- 炎、火花、高温体との接近を避ける。
- 加熱、衝撃又は摩擦を避ける。
- 分解しやすいものは特に室温、湿気、通風に注意する。

6 第1項第6号

第6類の危険物についての規定であり、第6類の危険物は、酸化性の液体で、自らは不燃性であるが可燃物と混ぜるとこれを酸化し、着火させることがある。

火災予防の留意点は、次のとおりである。

- 可燃物との接触、混合を避ける。
- 加熱を避ける。
- 分解を促す薬品類との接近を避ける。

7 第2項

第1項は、危険物が有する危険性に応じた貯蔵及び取扱いに関する原則的な基準を規定したものであるが、第2項は、危険物の貯蔵及び取扱いがこうした原則によることが通常でない場合にあっては、この基準によらないことができることを規定している。

しかしながら、この場合は原則に適合しない状況において、危険物の貯蔵又は取扱いを行うのであるから、火災等の災害の発生を防止するための措置を十分に講じなければならない。すなわち、原則規定から外れた貯蔵、取扱いをする場合は、それにより発生する可燃性蒸気、化学反応、発熱等の危険因子に対する換気、冷却等の災害を防止するための十分な措置を講じたうえで行う必要がある。